

兵庫県公報

平成19年12月11日 火曜日 第 1935 号

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

	ページ
○救急病院の認定（医務課）	2
○救急病院の名称変更（同）	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○土地改良区の解散認可（同）	3
○土地改良区清算人の就任の届出（同）	4
○保安林の指定（豊かな森づくり課）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	7
○保安林の指定解除（同）	7
○同 上（同）	7
○同 上（同）	8
○同 上（同）	8
○建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	8
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○同 上（同）	9
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	10
○都市計画の変更についての案の縦覧（都市計画課）	10
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	11
○道路の位置指定（建築指導課）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11

公 告

○寄附者の顕彰（秘書課）	12
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の届出（参画協働課）	12
○税務職員身分証票無効公告（税務課）	12
○大規模小売店舗の変更に関する届出（まちづくり課）	13
○同 上（同）	14
○同 上（東播磨県民局）	15

正 誤

○平成19年8月28日付け兵庫県公報第1905号中	16
---------------------------	----

告 示

兵庫県告示第 1226 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名 称	医療法人中央会 尼崎中央病院
所 在 地	尼崎市潮江1丁目12番1号
認 定 年 月 日	平成19年11月 7 日
認定の有効期限	平成22年11月 6 日
2 名 称	医療法人朗源会 大隈病院
所 在 地	尼崎市杭瀬本町2丁目17番13号
認 定 年 月 日	平成19年11月 7 日
認定の有効期限	平成22年11月 6 日
3 名 称	兵庫県立尼崎病院
所 在 地	尼崎市東大物町1丁目1番1号
認 定 年 月 日	平成19年11月 7 日
認定の有効期限	平成22年11月 6 日
4 名 称	神崎病院
所 在 地	尼崎市浜3丁目1番10号
認 定 年 月 日	平成19年11月 7 日
認定の有効期限	平成22年11月 6 日
5 名 称	独立行政法人国立病院機構 神戸医療センター
所 在 地	神戸市須磨区西落合3丁目1番1号
認 定 年 月 日	平成19年 5 月 9 日
認定の有効期限	平成22年 5 月 8 日
6 名 称	医療法人一高会 野村海浜病院
所 在 地	神戸市須磨区須磨浦通2丁目1番41号
認 定 年 月 日	平成19年 5 月 9 日
認定の有効期限	平成22年 5 月 8 日
7 名 称	高橋病院
所 在 地	神戸市須磨区大池町5丁目18番1号
認 定 年 月 日	平成19年10月 1 日
認定の有効期限	平成19年 9 月 30 日

~~~~~

兵庫県告示第 1227 号

救急医療機関の名称が変更されたため、告示する。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 新 名 称	公立豊岡病院組合立朝来和田山医療センター
旧 名 称	公立豊岡病院組合立和田山病院
所 在 地	朝来市和田山竹田2021番地
変更年月日	平成19年10月 1 日
2 新 名 称	公立豊岡病院組合立豊岡病院出石医療センター
旧 名 称	公立豊岡病院組合立出石病院
所 在 地	豊岡市出石町福住1300番地
変更年月日	平成19年10月 1 日

~~~~~

## 兵庫県告示第 1228 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 吉安土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏     | 名 | 住 所             |
|-------|-------|---|-----------------|
| 理 事   | 上 羅 堯 | 己 | 三木市吉川町大沢365番地   |
| 同     | 藤 田 秀 | 明 | 同 市吉川町大沢253番地   |
| 同     | 上 羅 信 | 義 | 同 市吉川町大沢343番地   |
| 同     | 浦 崎 攻 | 治 | 同 市吉川町大沢332番地   |
| 同     | 藤 井 幸 | 助 | 同 市吉川町大沢62番地の 3 |
| 同     | 福 田 尚 | 文 | 同 市吉川町吉安530番地   |
| 監 事   | 岸 本 英 | 昭 | 同 市吉川町吉安197番地   |
| 同     | 岩 崎 昌 | 俊 | 同 市吉川町吉安287番地   |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏     | 名 | 住 所           |
|-------|-------|---|---------------|
| 理 事   | 上 羅 堯 | 己 | 三木市吉川町大沢365番地 |
| 同     | 藤 田 秀 | 明 | 同 市吉川町大沢253番地 |
| 同     | 上 羅 信 | 義 | 同 市吉川町大沢343番地 |
| 同     | 佐 藤 弘 | 史 | 同 市吉川町吉安618番地 |
| 同     | 岸 本 英 | 昭 | 同 市吉川町吉安197番地 |
| 同     | 仲 谷 悟 | 悟 | 同 市吉川町大沢382番地 |
| 監 事   | 安 藤 泰 | 治 | 同 市吉川町吉安444番地 |
| 同     | 藤 井 守 | 守 | 同 市吉川町大沢246番地 |

## 兵庫県告示第 1229 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称    | 認 可 年 月 日   |
|-------------|-------------|
| 加古川市東部土地改良区 | 平成19年11月27日 |

## 兵庫県告示第 1230 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 認 可 年 月 日   |
|----------|-------------|
| 下宮土地改良区  | 平成19年11月26日 |

## 兵庫県告示第 1231 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 下宮土地改良区

| 氏 名     | 住 所          |
|---------|--------------|
| 池 上 逸 郎 | 豊岡市下宮549番地   |
| 尾 形 弘 之 | 同 市下宮726番地   |
| 沖 村 博 規 | 同 市下宮584番地   |
| 小 畑 郁 夫 | 同 市下宮965番地の4 |
| 齊 藤 實   | 同 市下宮174番地   |
| 多 田 博   | 同 市下宮735番地   |
| 中 貝 稔   | 同 市下宮781番地   |

~~~~~

兵庫県告示第 1232 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

豊岡市竹野町羽入字フロケ谷224、225、字寺ノ下257から259まで、261から263まで、265、268

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字フロケ谷224

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

## 兵庫県告示第 1233 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 保安林の所在場所

美方郡香美町小代区城山511から513まで、544から549まで、568・569・字谷山588の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小代区城山548、512・544から546まで・549・568・569・字谷山588の2（以上8筆について次の図に

示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
兵庫県告示第 1234 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町用土字向山1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
兵庫県告示第 1235 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町久斗山字横谷308から314まで、317の1、317の2、318から331まで、332の1、332の2、333から337まで、339の1から339の42まで、341から343まで、344の1、344の2、345から351まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字横谷310、311・327・339の1から339の3まで・339の21・339の29から339の34まで・339の41（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）、312から314まで、317の1、317の2、318から326まで、328、343、344の1、344の2、345から347まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第 1236 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

洲本市五色町鮎原塔下字白桃475の10

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第 1237 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町岸田字田ノ荒2886の1、2886の2、2887

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第 1238 号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
豊岡市氣比字絹巻4001の194、字天神浜3291の238から3291の241まで
- 2 指定の目的  
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
    - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**兵庫県告示第 1239 号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2 第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
豊岡市但東町平田字平山157の1、158、159、160の1、162
- 2 指定の目的  
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字平山160の1・162(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐は択伐による。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**兵庫県告示第 1240 号**

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2 第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町田久日字大ガリウ397の86、397の88
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**兵庫県告示第 1241 号**

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2 第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 解除に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町田久日字大ガリウ397の89、397の91

## 2 保安林として指定された目的

魚つき

## 3 解除の理由

道路用地とするため

~~~~~

兵庫県告示第 1242 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2 第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町田久日字坊主ガ鳴484の46、484の61

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

~~~~~

**兵庫県告示第 1243 号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2 第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 解除に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町竹田字奥カンバセ928の11

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

~~~~~

兵庫県告示第 1244 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5 第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 処分をした年月日

平成19年11月22日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 又 は 名 称 西國創建

主たる営業所の所在地 三田市小野1315-4

代 表 者 の 氏 名 西 村 桂 広

許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-14）第300729号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成19年11月28日から同年12月12日までの15日間

4 処分の原因となった事実

西國創建は、その業務に関し建設業法第11条第1項の規定に反し、営業所所在地を変更していたにもかかわらず変更届出書を提出しなかった。また、同法第11条第2項の規定に反し、過去5年間決算変更届を定められた期日までに提出しなかった。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

~~~~~

**兵庫県告示第1245号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年12月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年12月11日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                     |    |                  |              |     |
|--------------|-------------------------------------------|----|------------------|--------------|-----|
|              | 区間                                        | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考  |
| 県道<br>花田野里線  | 姫路市花田町小川字座コザ831番6から<br>同市花田町小川字長谷1180番1まで | 旧  | 4.0から<br>24.0まで  | 446.0        |     |
|              | 姫路市花田町小川字座コザ831番6から<br>同市花田町小川字長谷1180番1まで |    | 4.0から<br>24.0まで  | 446.0        |     |
|              | 姫路市花田町小川字座コザ831番6から<br>同市花田町小川字長瀬1053番1まで | 新  | 16.0から<br>16.0まで | 200.0        |     |
|              | 姫路市花田町小川字長瀬1053番1から<br>同市花田町小川字長谷1180番1まで |    | 18.0から<br>35.0まで | 219.0        | 予定地 |
|              |                                           |    |                  |              |     |

~~~~~

兵庫県告示第1246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年12月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年12月11日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	洲本市奥畑字家ノ下321番4から 同市奥畑字下ノ北向52番4まで 洲本市奥畑字イワハナ460番1から	旧	5.0から 11.0まで 6.0から	316.0 86.0	

県道 鳥飼浦洲本線	同 市奥畠字打越43番1まで 洲本市奥畠字家ノ下321番4から 同 市奥畠字下ノ北向52番4まで 洲本市奥畠字イワハナ460番1から 同 市奥畠字打越43番1まで		12.0まで 9.0から 20.0まで 11.0から 18.0まで		
		新		313.0 86.0	

兵庫県告示第 1247 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年12月11日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年12月11日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 相川下清水線	洲本市千草字大継乙513番2から 同 市千草字三舛谷下ノ段乙424番1まで	旧	3.0から 7.0まで	185.0	
	洲本市千草字大継乙513番2から 同 市千草字三舛谷下ノ段乙424番1まで		2.0から 17.0まで	117.0	
	洲本市千草字大継乙513番2から 同 市千草字三舛谷下ノ段乙424番1まで	新	5.0から 11.0まで	178.0	

兵庫県告示第 1248 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
西播磨高原都市計画公園
6.5.201号木戸口公園
- 2 都市計画を変更しようとする土地の区域
赤穂郡上郡町光都3丁目
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成19年12月11日から同月25日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び赤穂郡上郡町都市整備課

兵庫県告示第 1249 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、稻美町国岡西部土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏 名		住 所
退任理事	厚 見 卓	加古郡稻美町国岡659番地

兵庫県告示第 1250 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年12月11日から西播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19西播位置 0006号	19. 11. 19	たつの市揖西町南山字奥谷36番の一部、57番9の一部	4.50	31.05

兵庫県告示第 1251 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年12月11日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19但豊位置 0003号	19. 11. 26	豊岡市立石字山崎 5 番 7 の一部、5 番 9 の一部、同字下岡278番 3 の一部、279番 3 の一部	4.50	35.00

兵庫県告示第 1252 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年12月11日から但馬県民局県土整備部建築第3課において縦覧に供する。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19但八位置 0003号	19. 11. 27	養父市八鹿町九鹿字越東232番13、同市八鹿町八鹿字猿山1171番6、1190番12、1191番4	5.00	109.45

兵庫県告示第 1253 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年12月11日から丹波県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19丹波位置 0003号	19. 11. 20	篠山市野中字観音前ノ坪43番6の一部、45番の一部、 46番の一部、47番の一部、48番の一部	5.00	50.00

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 氏名及び住所

茂 理 佳 弘

姫路市

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人タンポポ福祉会

イ 代表者の氏名 内 藤 三 司

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市高砂町浜田町2丁目9番16号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、その自立と社会参加に関する事業を行い、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成19年11月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会

イ 代表者の氏名 伊 丹 威

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区三宮町2丁目11番1号513-1号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、難病患者とその家族及び介護者に対し、保健・医療・福祉相談事業等を行うことによって、難病問題の社会的啓発と対策の前進を図り医療と福祉の両輪の発展に寄与することを目的とする。

税務職員身分証票無効公告

次の証票については、平成19年11月13日紛失したので、当日以降これを無効とする。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

種類	番号	交付年月日
徴税吏員証	第86082号	平成19年9月28日

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マイカル明石

所在地 明石市大久保町ゆりのき通三丁目3の2ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
神鋼不動産株式会社	藤川 泰延	神戸市中央区脇浜町二丁目10番26号
みずほ信託銀行株式会社	池田 輝彦	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
株式会社マイカル	川本 敏雄	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
コベルコ開発株式会社	上山 高司	神戸市中央区脇浜町一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社	衛藤 博啓	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
株式会社マイカル	岡田 元也	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
神鋼不動産株式会社	藤川 泰延	神戸市中央区脇浜町二丁目10番26号
みずほ信託銀行株式会社	池田 輝彦	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
株式会社マイカル	川本 敏雄	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社マイカル
代表者の氏名 岡田 元也
住所 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

他41者

イ 変更後

名称 株式会社マイカル
代表者の氏名 川本 敏雄
住所 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

他28者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成16年6月25日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 平成18年5月17日ほか
- 5 届出年月日
平成19年11月20日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
 (2) 縦覧期間
平成19年12月11日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
提出期限 平成20年4月11日
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
-

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年12月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 加古川ショッピングデパート
所在地 加古川市平岡町新在家615-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 代表者の氏名 住所
加古川商工開発株式会社 橋 本 忠 明 加古川市加古川町粟津26-2
みずほ信託銀行株式会社 池 田 輝 彦 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
- 3 変更した事項
 (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 ア 変更前
 名称 みずほ信託銀行
 代表者の氏名 衛 藤 博 啓
 住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
 イ 変更後
 名称 みずほ信託銀行
 代表者の氏名 池 田 輝 彦
 住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 ア 変更前
 名称 株式会社マイカル
 代表者の氏名 岡 田 元 也
 住所 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
 他58者
 イ 変更後
 名称 株式会社マイカル
 代表者の氏名 川 本 敏 雄
 住所 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

他45者

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成16年 6月 25日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成18年 5月 17日 ほか

5 届出年月日

平成19年11月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間
平成19年12月11日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年 4月 11日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年12月11日

東播磨県民局長 大鳥裕士

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ラ・ムー明石南店

所在地 明石市魚住町中尾字向原514ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社恵比寿天

代表者の氏名 大賀昭司

住所 岡山県倉敷市沖新町63-6 CMCビル2F

3 変更しようとする事項

荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯

(1) 変更前

24時間

(2) 変更後

午前6時から午後10時まで

4 変更する年月日

平成19年11月27日

5 届出年月日

平成19年11月14日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年12月11日から 4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年 4月11日

提出先 東播磨県民局県土整備部まちづくり課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

## 正 誤

○平成19年 8月28日付け（兵庫県公報第1905号）

兵庫県告示第901号（保安林の指定の予定通知）中

| (ページ) | (行)   | (誤) | (正) |
|-------|-------|-----|-----|
| 8     | 下から 9 | 字稻土 | 字水座 |